

発議案第17号

憲法尊重擁護義務の厳守を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月28日

八千代市議会

議長 成田忠志様

| | | | |
|-----|----------|------|---|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 堀口明子 | 印 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 植田進 | 印 |
| | 同 | 三田登 | 印 |
| | 同 | 高山敏朗 | 印 |
| | 同 | 原弘志 | 印 |
| | 同 | 伊原忠 | 印 |

提案理由

国に対し、憲法尊重擁護義務の厳守を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

憲法尊重擁護義務の厳守を求める意見書

1947年に施行された日本国憲法は、今年で70周年を迎えた。70年間、憲法が維持されてきたのは、国民主権、基本的人権、恒久平和など憲法の理念が国民に支持されてきたからである。

ところが、安倍晋三首相は「憲法第9条第3項に自衛隊を付け加える」、「2020年に施行する」ことを公言した。自民党総裁の任期を3期9年に延長し、任期内に憲法改正を成し遂げようとの異様な態度である。

海外での武力行使を容認した自衛隊をさらに「合法化」すれば、憲法第9条第1項の「戦争放棄」や第2項の「戦力不保持、交戦権否認」は意味をなさず、憲法第9条そのものが「空文化」することになる。自衛隊は、海外で無制限に武力行使が可能となり、日本は「戦争する国」への道を歩むことになる。NHKの調査では、「憲法第9条改正」の「必要あり」25%、「必要ない」57%となっており、国民の意思は明白である。極めて乱暴な進め方はやめるべきである。

加えて、憲法第99条は、国務大臣、国会議員などは「憲法を尊重し擁護する義務を負う」と明記されながら改憲を先導するばかりか、行政府の責任者でありながら、立法府の憲法審査にまで口を挟むなど、安倍総理の一連の言動は二重三重に許されるものではない。

このような首相の姿勢は、最も憲法を遵守すべき自衛隊制服組トップの河野克俊統合幕僚長にまで広がっている。自衛隊が「憲法に明記される」ことは「非常にありがたい」などと、公然と安倍首相の改憲発言を支持する事態である。「安倍政権の暴走」も「自衛隊の独走」も絶対に容認できるものではない。

今求められているのは、憲法を変えることではない。憲法を政治・経済・外交など全てに生かして、国民の暮らしや福祉を向上させ、個人の人権や民主主義、平和を守ることである。

よって、本市議会は国に対し、憲法尊重擁護義務の厳守を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

防衛大臣様